

平成28年度我が国における
データ駆動型社会に係る基盤整備
(J I S改訂等調査研究)

調査研究報告書

平成29年3月31日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

目次

はじめに	2
1 事業の目的	3
2 実施内容	3
3 実施方法	4
4 JIS Q 15001 改正原案作成における検討課題（論点）と検討結果	6

はじめに

この規格は、コンピュータの使用による情報技術の進展及びインターネットなどのネットワークの普及に伴い、事業者が大量の個人情報を扱い、それを容易に蓄積・加工・流通させることができる状況が出現し、個人情報の適切な利用と保護が極めて重要となるなか、各事業者におけるマネジメントシステムによる個人情報保護の取組みを促進し、高度情報通信社会の健全な発展と消費者保護を目的として、通商産業省（現在の経済産業省）が作成した“民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン”を基礎として、平成 11 年（1999 年）に制定された。JIS Q 15001:1999 は、当初の表題を“個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムの要求事項”として制定した。

その後、情報技術はますます発展し、個人情報の保護の必要性が一層高まった。また、“個人情報の保護に関する法律”（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。以下、個人情報保護法という。）が平成 15 年に制定され、平成 17 年 4 月から全面施行を迎え、規格を取り巻く環境は大きく変化した。このような状況の変化を踏まえ、平成 18 年には、旧規格を、個人情報保護法に基づく個人情報保護ルール及びマネジメントシステムを併せもった規格に改正し、JIS Q 15001:2006“個人情報保護マネジメントシステム要求事項”と表題を改めた。

平成 18 年の改正以来、更に 5 年が経過したころには、個人情報保護法の施行後、個人情報保護への取組みに関しては本規格に基づく高度な取組みが浸透しつつあった。本規格の要求事項に基づくマネジメントシステムの構築がなされている一方で、個人情報保護への取組みに係る対応においては、個人情報保護法及び本規格の要求事項の解釈に関し、より一層の精緻化が求められる状況となった。このような産業界のニーズを踏まえ、平成 23 年（2011 年）に、本規格の要求事項の解釈に関し、個人情報保護法の施行後の取組みとの関係においてより明確化が求められてきた部分について、要求事項本体の改正ではなく、高度で精緻な取組みに求められる解説の修正及び別表の追加による充実化を図ったほか、併せて、“個人情報の保護に関する基本方針”（平成 21 年 9 月 1 日一部変更閣議決定）や“個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン”（平成 21 年 10 月 9 日厚生労働省・経済産業省告示第 2 号）等の改正に対応した解説の修正を行った。

経済産業省では、平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正されたことを契機として、JIS Q 15001 についても法改正に伴う必要事項の追加及び見直しが必要となったことに加えて、JIS Q 15001 のマネジメントシステム規格としての位置づけを明確化し、規格利用者にとってより使いやすい規格とするため、平成 28 年度に平成 28 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（JIS 改訂等調査研究）事業を実施した。

この調査研究事業は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、経済産業省の委託を受けて実施したものである。

1. 事業の目的

個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されてから十余年が経過した。その間に情報通信技術が目覚ましく発展し、スマートフォンに代表される携帯情報端末及びソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service：SNS）の普及、インターネット通信販売に代表されるeコマースの利用の拡大、など一般国民の生活に大きな変革をもたらされた。このような状況の下で、ネットワークを介して膨大な個人情報が容易に収集され、これを分析し、その結果を有効活用することで新たなサービスが開発される、ビッグデータ時代が到来した。

しかしながら、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さに起因する「グレーゾーン」の存在のために企業が利活用を躊躇する状況があることは否定できない状況であった。また、大規模な個人情報の漏えい事案の発生、「いわゆる名簿屋」による本人が望まない個人情報が流通する問題の顕在化などによって、事業者の個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念が増大していることもまた事実である。

そこで、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現を目的として、個人情報保護法は平成27年9月に改正され、平成27年5月に全面施行されることとなった。

本事業は、個人情報保護法の改正を踏まえて、「JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム要求事項」の改正を行うことにより、個人情報保護制度に関する様々な問題意識に対応し、事業者が行う個人情報の適正な取扱いの確保及び有用な個人情報の利活用に関する活動を支援することを目的として実施した。

2. 実施内容

現行のJIS Q 15001、保護法、政令、規則及び個人情報保護委員会のガイドライン、他のマネジメントシステム規格等について調査を行い、その調査内容を踏まえ、JISの改正原案を作成する「JIS Q 15001 改正原案作成委員会（以下、委員会という。）」及び改正内容の検討作業を行う「JIS Q 15001 改正作業部会（以下、作業部会という。）」において、JIS改正原案を作成した。

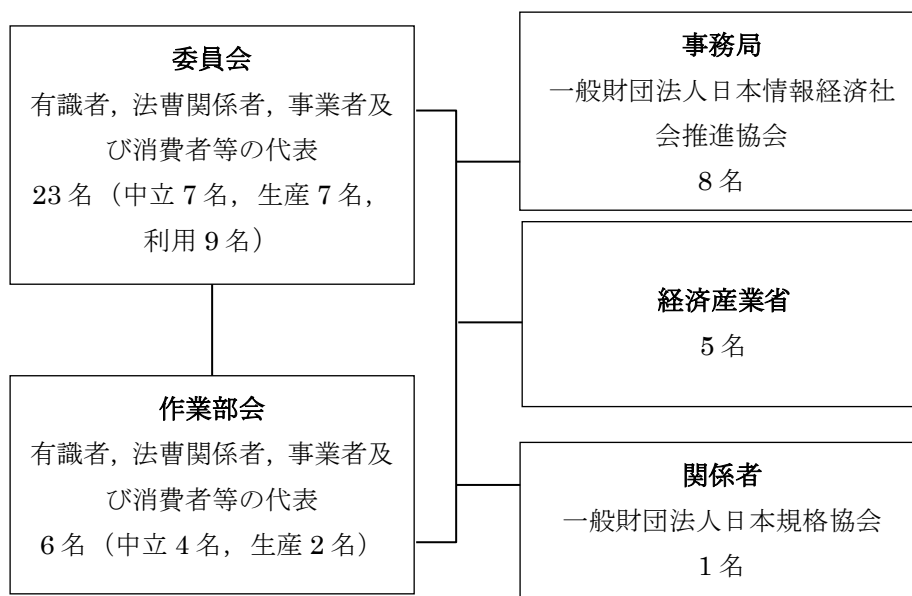
3. 実施方法

具体的な事業の実施は、以下のとおりの方法で行った。

3. 1 実施体制

委員会及び作業部会の委員は、有識者、法曹関係者、事業者及び消費者等の代表から偏りの無いよう選任し、委員会は23名、作業部会は6名の委員で構成した。

図3. 1 本事業の実施体制



3. 2 実施経過

図3. 1 本事業の実施経過

	平成28年			平成29年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原案作成委員会		1日			↔ 中間レビュー	23日
作業部会		1日, 24日	9日, 22日	18日, 20日, 30日		
調査作業	↔					
論点整理・素案作成	↔					
委員会・部会運営		↔				
JIS規格票作成		↔				

委員会は2回開催したほか、電子メールでの改正原案の中間レビューを行った。第一回委員会では改正の論点、改正の方針及び作業部会の委員を決定した。中間レビューでは作業部会が作成した改正原案のドラフトに対して、各委員から意見を募り、その意見を反映して改正原案の修正を行った。第二回委員会では、作業部会から改正原案の検討の経緯及び検討の結果を報告し、改正原案の内容を審議し、委員会として改正原案を承認した。

作業部会は7回開催したほか、随時にメーリングリストを用いた議論を行い、第一回委員会の方針及び委員会による中間レビューの結果を反映した改正原案を第2回委員会に提出した。

4 JIS Q 15001 改正原案作成における検討課題（論点）と検討結果

4. 1 規格票の構成について

【検討課題】

JIS Q 15001:2006（以下「現行 JIS」）は、規格の本体および解説で構成されている。現行 JIS 本体には、マネジメントシステム構成要素に加え、マネジメントシステムの対象である個人情報についての取扱いに関するルール（法令事項を含む）が規定されている。

個人情報保護法等及び技術的進歩との関連を踏まえたメンテナンス性や、他のマネジメントシステム規格との整合性確保の観点から、規格の構成について検討する

【検討結果】

マネジメントシステム部分（MS 部）とマネジメント部分（管理策）とに分ける。

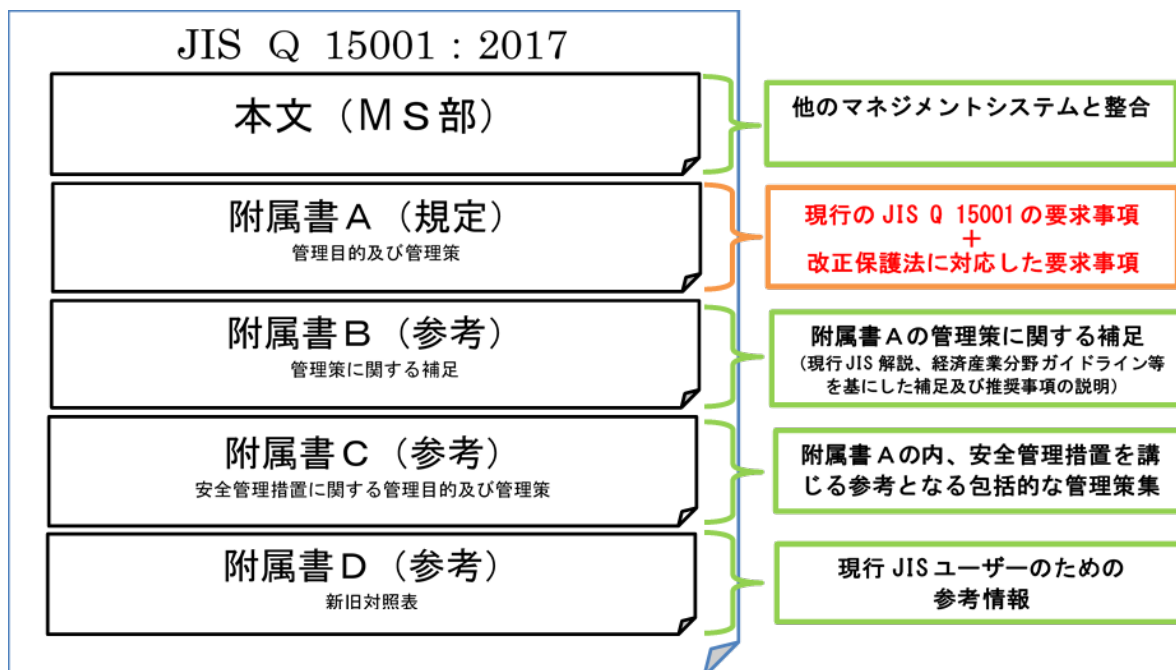
MS 部については、マネジメントシステム規格（MSS）作成の指針である「ISO/IEC 専門業務用指針 第 1 部 統合版 ISO 補足指針の附属書 SL」に適合する規格構成とする。

MSS である ISO9000(品質), 14000(環境)及び 27001(ISMS)は、当該指針に適合した規格構成に改定が為されており、これらの MSS との整合性を確保することが、組織にとって有益であるためである。

マネジメント（管理策）部分は法令等（個人情報保護法，同法に係る基本方針，政令，規則，ガイドライン及び組織が特定したその他の規範等を含む）を「参照」とすることで，法令等の改正から JIS が受ける影響を軽減する。

改正 JIS 原案の全体構成は図 4-1 に示す通り。

図 4-1 改正 JIS 原案の構成



■ 4. 2 個人情報保護法との整合性確保について

【検討課題】

全面的に個人情報保護法の規定に合わせるか、法にはないが現行 JIS に規定している事項（法を上回る規定）を残すかについて、法に合わせることによって JIS 規格としての存在意義が問われることにはならないのかも含めて検討する。

【検討結果】

個人情報の取扱いに関する事項に関しては、改正個人情報保護法に合わせることにした。ただし、現行 JIS において法を上回る事項（個人情報取得時の同意取得、対象を個人情報とすること等）については、消費者保護の観点から可能な限り存続させる。

用語については、改正個人情報保護法の用語を使用することとし、「開示対象個人情報」と「保有個人データ」、「特定の機微な情報」と「要配慮個人情報」など定義において異なるところがある場合は、可能な限り現行 JIS の利用者に配慮する。

なお、規格においては「個人情報保護法」と表記せず「法令等」と表記する。法令等の範囲は、組織が特定した「個人情報の取扱いに関する法令、国の定める指針その他の規範」である。

4. 2. 1 保護対象の違いについて

【検討課題】

現行 JIS では、保護の対象としている点、すなわち、生存しない個人の情報、6 カ月以内に消去されるものとして除外される個人データに対する開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等の本人の権利を、改正 JIS でどのように期待すべきか検討する。

【検討結果】

規格全体において原則として個人情報を対象とするが、個人データとすべきと考えられる場合には法令等に合わせるも、個人情報として取扱う場面もあることについては、A.3.3.1 に「組織は、特定した個人情報については、個人データと同等に取り扱わなければならない。」と規定することとした。また、APEC/CBPR を踏まえて、個人情報には死者も含めることが望ましい旨を、B.3.3.1 において注意喚起することとした。

本人に関する権利への対応において、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等の本人の求めに対応しなければならない保有個人データであるが、6 カ月以内に消去されるものとして除外される（法第 2 条第 7 項、令第 5 条）保有個人データについても、現行 JIS の「開示対象個人情報」と同様に本規格の対象とした。具体的には、“保有個人データに該当しないが、本人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のすべてに応じることができる権限を有する個人情報”についても対象とした（A.3.4.4.1）。

4. 2. 2 取得時の措置等について

4. 2. 2. 1 適正な取得

【検討課題】

適正な取得について、第三者提供を受ける際の確認などの改正法の内容をどのように改正 JIS に反映するか検討する。

【検討結果】

現行 JIS の 3.4.2.2 (適正な取得) において、公正な手段による取得が規定されているが、公正な手段には、不正な手段により取得した事業者から提供を受けないなど、不正を助長するような取得を行わないことも含まれることから、法第 26 条に規定する措置 (第三者提供を受ける際の確認等) を講じることも言外に含まれていると考えられる。

このことをより明確にするために、「A.3.4.2.8.3 第三者提供を受ける際の確認など」として新たに項を起し、管理策を規定した。

4. 2. 2. 2 本人から直接書面によって取得する場合の措置

【検討課題 1】

個人情報保護法 (第 18 条第 2 項) と JIS3.4.2.4 (本人から直接書面によって取得する場合の措置) の不整合への対応について検討する。

【検討結果 1】

個人情報を取得する場合の原則 (法第 18 条) の上で、ただし書きが適用されるように規定を修正し、法との整合性を確保した。

具体的には、「A.3.4.2.4 個人情報を取得した場合の措置」を規定し、「A.3.4.2.5 A.3.4.2.4 のうち本人から直接書面によって取得する場合の措置」のただし書を A.3.4.2.4 が前提であるようにした。

【検討課題 2】

現行 JIS3.4.2.4 (本人から直接書面によって取得する場合の措置) では、利用目的等 (a) ~ h)) を明示し、同意を得なければならないとし、利用目的の明示で良いとしている法よりも高い水準を求めている。これを踏襲することで良いか検討する。

【検討結果 2】

現行 JIS のレベルを踏襲することとした。

【検討課題 3】

法は事後 (取得した場合) の措置でも良い規定となっているが、現行 JIS は、取得に関しては、あらかじめ、明示して同意を得ることが原則 (直接書面取得以外の場合は、通知、公表) であり、法よりも高い水準を求めている。これを踏襲することで良いか検討する。

【検討結果 3】

現行 JIS のレベルを踏襲することとした。

4. 2. 2. 3 利用に関する措置

【検討課題】

現行 JIS では、利用目的等を明示して同意を得ることを要求しているが、改正 JIS でこれを踏襲するか検討する。

【検討結果】

現行 JIS のレベルを踏襲することとした。(「明示+同意」は JIS の重要な「上乗せ」部分であるので、「明示+同意」を要求する。)

4. 3 個人情報の定義の明確化について

【検討課題】

「個人情報」の定義を明確にするために、従来の定義である特定の個人を識別することができるものとしての「個人情報」に加え、新たに追加された「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」等を用語として定義することに関して、政令、委員会規則によって規定された内容についても、JIS 本体に定義することが良いか、又は解説として示すのが良いか検討する。

なお、名称を法に合わせるか、現行 JIS の定義と改正法の定義の差を改正 JIS にどのように反映するかについて検討する。

【検討結果】

改正個人情報保護法に適合することを前提としていることから、改正個人情報保護法において定義されている用語については、改定 JIS において定義せずそのままの名称と定義を使用することとした。

4. 3. 1 個人識別符号について

【検討課題】

個人識別符号を改正 JIS で規定すべきか検討する。

【検討結果】

改正個人情報保護法に適合することが前提であるので、改正 JIS においては具体的に規定しない。

4. 3. 2 要配慮個人情報について

【検討課題】

要配慮個人情報を改正 JIS で規定すべきか検討する。

【検討結果】

改正個人情報保護法に適合することが前提であるので、改正 JIS においては具体的に規定しない。

4. 3. 3 個人情報に含む「死者」の情報について

【検討課題】

個人情報保護法の個人情報の定義「生存する個人に関する情報であつて」に対して、改正 JIS では死者に関する情報をどう表現すべきか検討する。

【検討結果】

改正個人情報保護法に適合することが前提であるが、現行 JIS においては個人情報には死者も含めており、改正 JIS においても含めることが望ましい旨を注意喚起することとした。

4. 3. 4 特定の機微な情報の扱いについて

【検討課題】

個人情報保護法に、要配慮個人情報が導入されたことに伴い、特定の機微な情報をどのように扱うべきか検討する。

【検討結果】

改正個人情報保護法に適合することが前提であるので、改正 JIS においては「特定の機微な情報」という用語は使用しないで、要配慮個人情報を用い、その内容については具体的に規定しない。

4. 3. 5 開示対象個人情報について

【検討課題】

改正 JIS において、開示対象個人情報の用語を引き続き使用するか、法令の保有個人データの用語を使用するか、定義の差異をどのように規定すべきか検討する。

【検討結果】

現行 JIS では、本人から求められる、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等の求めに対応しなければならない個人情報を「開示対象個人情報」としており、6 カ月以内に消去されるものも含んでいることから、「保有個人データ」についても現行 JIS と同様の取扱いとした。

この場合、保有個人データが個人データを対象としている点に違いがあるが、本人の権利利益の保護の観点から個人情報として取扱うこととした。「4. 2. 1 保護対象の違いについて」を参照。

4. 3. 6 小規模事業者への対応について

【検討課題】

小規模事業者について改正 JIS では何等かの規定を取り入れるべきか検討する。

【検討結果】

国内標準としての JIS の性格から、規定内容は一律に適用することが求められる。したがって、改正 JIS においては小規模事業者について特に区別しない。

ただし、小規模事業者にとって特に対応が困難と考えられる安全管理措置については、必須な措置として規定するのではなく、附属書（参考）として管理策を包括的に示し、「取扱う個人情報のリスクに応じて」その中から適宜選択して決定するように規定し、柔軟に対応できるように配慮した。

4. 4 関連法令、ガイドライン等の反映について

【検討課題】

個人情報の取扱いについて規定している個人情報保護法以外の法令（特に、特別法としての番号法）の内容について、改正 JIS に反映すべきかについて検討する。

【検討結果】

法令等に適合することを前提とすることから、特に当該改正 JIS には個別に規定しないこととした。

4. 5 規格の利用者からみた分かりやすさへの配慮について

【検討課題】

要求事項本文の文言上、事業者など規格の利用者の誤解の多い事項が存在することの対処について検討する。

【検討結果】

マネジメントシステム部分（MS部）を他のマネジメントシステム（品質、環境、ISMS）と同様の構成とすることとした。これによって、他のマネジメントシステムを既に導入している企業等にとっては理解し易いものとなる。

ただし、現行 JIS を適用している企業等は、用語、表現の違いから、当初は難しいと捉えられる懸念があることから、新旧 JIS の用語対応表（表 D.2）を用意することとした。

4. 5. 1 適用範囲の規定について

【検討課題】

現行 JIS は「事業者」を対象としているが、改正 JIS では対象をどのようにすべきか検討する。

【検討結果】

現行 JIS においては、その適用範囲は「事業者」であり、また、改正個人情報保護法においても個人情報取扱事業者としているが、改正 JIS においては他のマネジメントシステムとの整合性を図る観点から、「組織」とすることとした。

改正 JIS は「組織」に適用することとしたことから、改正 JIS の利用者は、現行 JIS よりも適用する範囲を柔軟に捉えることが可能となる。一方、個人情報保護の規格としては、消費者保護の観点から個人情報の取扱いに対する責任及び権限を明確にする必要があることから、「組織」の定義には「責任及び権限を持つトップマネジメントが存在」することを明記することとした。

4. 5. 2 規格本文の文言等について

【検討課題】

現行 JIS ではマネジメントシステムと管理策が一体となっているが、改正 JIS ではどのようにすべきか検討する。

【検討結果】

現行 JIS ではマネジメントシステムに関する規定と、個人情報の取扱いに関する規定が混在する規定内容になっている等のため、その両者の切り分けに不明確なところがあったことから、改正 JIS では、マネジメントシステム部分（MS部）とマネジメント（管理策）部分を切り分けて分かり易くした。

規格本文中において、ただし書き事項、例外事項、参照関係等の記載が多く、分かり易さに欠けているところがあったが、既定の順序や表現を工夫する等により分かり易さに努めた。

4. 6 利用目的変更の制限緩和について

【検討課題】

改正個人情報保護法では、特定した利用目的を変更する場合について、規定を変更して緩和された。これについて、改正 JIS に反映する必要性について検討する。

併せて、利用目的変更に関する法の趣旨「当初特定した利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲でなければならない」を反映した規定表現にすることについて検討する。

【検討結果】

原則として現行 JIS の水準を維持することとした。

4. 7 消去の努力義務に関する規定について

【検討課題】

改正個人情報保護法では、利用目的が達成された個人情報については、正確性の確保、安全管理の観点から「必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する努力義務」が追加された。改正 JIS に導入することについて、努力義務とするか必須の義務とするかについて検討する。

【検討結果】

改正個人情報保護法との整合性を確保することとし、改正 JIS の「A.3.4.3.1 正確性の確保」において努力義務として規定した。

4. 8 開示請求権の明確化について

【検討課題】

改正個人情報保護法には、本人の権利として明確に「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。」と規定されたが、現行 JIS は必ずしも「本人の権利」として規定されていない。名宛人が事業者である現行 JIS での表現方法について検討する。また、本人の求めに応じる開示の方法については政令で定められているが、改正 JIS にどのように反映するか検討する。

更に、現行 JIS にはない「請求に係る訴えの提起」に対応する規定を新設すべきか検討する。

【検討結果】

改正 JIS において、「本人から求められた場合には、(中略)遅滞なく応じなければならない」と「A.3.4.4.1 個人情報に関する権利」に規定する。

開示の方法等に関する法令等との整合性に関しては、「A.3.4.4.5 保有個人データの開示」において、“法令等によって特別の手続きが定められている場合”と規定して確保した。

4. 9 要配慮個人情報への対応について

【検討課題】

改正個人情報保護法の「要配慮個人情報」と同様の概念として、現行 JIS には「特定の機微な個人情報」として規定されているが、その構成項目及び第三者提供等の規定に差異があるため、従来から現行 JIS を適用して個人情報の取り組みを実施している事業者に混乱が生じることが想定されることから、この差異を解消することについて検討する。

【検討結果】

改正 JIS は、改正個人情報保護法への準拠が前提であることから、「要配慮個人情報」を採用し、「特定の機微な情報」との関係に対応表で示すこととする。現行 JIS の利用者において、要配慮個人情報にない事項であって、特定の機微な個人情報にある事項について引き続き管理対象とすることについては、特に定めないこととする。

4. 10 匿名加工情報への対応について

【検討課題】

個人情報の利活用を促進する観点から、新たに「匿名加工情報」の取扱いに関する規定が導入された。これについて、現行 JIS にない概念であることから、改正 JIS への導入について検討する。

【検討結果】

改正 JIS は、改正個人情報保護法への準拠が前提であることから、「A.3.4.2.9 匿名加工情報」として新たに項を起し、管理策を規定した。

4. 1 1 トレーサビリティの確保について

【検討課題】

個人情報ที่ไม่適切な取引等によって、本人の関与しないうちに拡散していくことへのリスクに対応するために、提供等の実態を記録することが法に新たに導入された。現行 JIS は、マネジメントシステム規格であるので、その対象である個人情報の取扱いの状況については基本的に運用記録を残すことが含まれているが、法の規定内容と同等に明示的に規定されていないことから、この点について検討する。

規定化については、第三者提供の際の提供者・受領者の立場の両面から検討する。

【検討結果】

改正 JIS は、改正個人情報保護法への準拠が前提であることから、「B.3.4.2.8.2 第三者提供に係る記録の作成など」及び「B.3.4.2.8.3 第三者提供を受ける際の確認など」の規定を設けて改正個人情報保護法との整合性を確保した。

4. 1 2 オプトアウト規定の厳格化について

【検討課題】

法第 23 条第 2 項において、オプトアウトの要件として、通知等事項(5 項目)を個人情報保護委員会に届け出ることが条件とされた。改正 JIS を法に合わせて規定するが、現行 JIS の通知事項である「取得方法」は法には求められていない項目であるが、残すか検討する。

【検討結果】

個人情報の取得は、本人から直接の場合のみならず、第三者からの委託によって提供を受ける場合や、共同利用によって提供を受ける場合などの取得手段があり、本人に取得方法を明らかにすることは不安の解消にも寄与することから、「A.3.4.2.7 本人に連絡又は接触する場合の措置」及び「A.3.4.2.8 個人データの提供に関する措置」において「取得方法」を規定し、改正 JIS の規定に残すこととした。

4. 1 3 外国事業者への第三者提供について

【検討課題】

改正法によって新たに「外国事業者への第三者提供」に関するルールとして、「国外にある第三者に個人情報を提供する際には、あらかじめ当該第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない」とすることが規定されたことから、改正 JIS に「外国にある第三者への提供の禁止」として導入することについて検討する。

【検討結果】

改正 JIS は、改正個人情報保護法への準拠が前提であることから、「A.3.4.2.8.1 外国にある第三者への提供の制限」、「A.3.4.2.8.2 第三者提供に係る記録の作成など」及び「A.3.4.2.8.3 第三者提供を受ける際の確認など」を設けて対応した。